

名張市避難行動要支援者支援制度実施要綱

名張市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成22年告示第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、災害の発生に備えるため、地域の協力体制づくりを進め、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るために実施する名張市避難行動要支援者支援制度（避難支援等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）として本市が実施するものをいう。）について、同法及び名張市地域防災計画（同法第5条第1項の規定により本市が作成した計画をいう。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難行動要支援者 本市に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に自ら避難することが困難な者であって、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。）の交付を受けた者のうち、障害の程度が肢体不自由1級若しくは2級、視覚障害1級若しくは2級又は聴覚障害2級に該当する者

イ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）の交付を受けた者のうち、障害の程度が1級に該当する者

ウ 療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けた者のうち、A判定に該当する者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護3から5までに該当する者

オ アからエまでに掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（2）避難支援等関係者 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の登録に必要な調査若しくは調整又は避難支援等の実施に携わる者であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第2条第1号に規定する基

礎的コミュニティ若しくは同条第2号に規定する地域づくり組織の代表者又は代表者から委任を受けた者

イ 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員

ウ 消防団若しくは自主防災組織の代表者又は代表者から委任を受けた者

エ 名張警察署の署長又は署長から委任を受けた者

オ 名張市社会福祉協議会の会長又は会長から委任を受けた者

カ 居宅介護支援事業者、相談支援事業者等の福祉事業者

キ その他市長が必要と認めるもの

（3）個別避難計画 法第49条の14第1項本文に規定する個別避難計画をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 市長は、法第49条の10第1項の規定により、避難行動要支援者を登録した避難行動要支援者名簿（以下単に「名簿」という。）を作成するものとする。

（名簿情報の提供に関する同意）

第4条 前条の規定により名簿に登録されている避難行動要支援者は、法第49条の11第1項に規定する名簿情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者へ提供することに同意する場合には、名張市避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼名張市個別避難計画作成同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、避難行動要支援者が同意書を記入することが困難なとき、又は重度の認知症、障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していないときは、親族、親権者、法定代理人等が当該避難行動要支援者の意向を確認し、同意書を記入し、及び提出することができるものとする。

（名簿情報の内部利用及び提供）

第5条 法第49条の11第1項の規定により、名簿情報を内部で利用することができる者は、次に掲げる所属の職員とする。

（1）なばりの未来創造部 危機管理室

（2）地域環境部 協働のまちづくり推進室

（3）福祉子ども部 医療福祉総務室

（4）福祉子ども部 介護・高齢支援室

（5）福祉子ども部 障害福祉室

（6）福祉子ども部 地域包括支援センター

（7）名張消防署 消防救助室

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める所属

2 法第49条の11第2項の規定による名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関

係者は、名張市避難行動要支援者名簿情報提供申請書兼名張市個別避難計画情報提供申請書兼誓約書（様式第2号）を市長に提出することにより、申請しなければならない。

（個別避難計画の作成）

第6条 市長は、法第49条の14第1項の規定により、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するため、個別避難計画の作成に努めるものとする。

2 個別避難計画は、市長が作成するもののほか、令和6年度下半期以降において個別避難計画に取り組むにあたり留意いただきたい事項について（令和6年11月22日付け府政防第1512号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）通知）に基づき、本市の支援の下で避難行動要支援者及びその家族又は避難支援等関係者等により作成されたものであって、市長が適当と認めるものである場合には、それを含むものとする。

3 前2項の規定により、個別避難計画を作成する場合には、当該個別避難計画に記載され、又は記録される避難行動要支援者及び避難支援等実施者（法第49条の14第3項第1号に規定する避難支援等実施者をいう。以下同じ。）の同意を得るものとする。この場合において、当該同意は書類の提出による方法以外の方法で受けることができるものとし、当該同意を受けた者においてその旨を記録するものとする。

（個別避難計画の作成に係る準用）

第7条 第4条の規定は、個別避難計画の作成及び当該個別避難計画に係る個別避難計画情報（法第49条の15第1項に規定する個別避難計画情報をいう。以下同じ。）の提供に係る避難行動要支援者の同意について準用する。この場合において、第4条第1項中「前条」とあるのは「第6条第1項」と、「名簿に登録されている避難行動要支援者は、法第49条の11第1項に規定する名簿情報（以下「名簿情報」という。）」とあるのは「個別避難計画の作成の対象となる避難行動要支援者は、個別避難計画情報」と読み替えるものとする。

（個別避難計画情報の内部利用及び提供に係る準用）

第8条 第5条の規定は、個別避難計画情報の内部利用及び避難支援等関係者への提供について準用する。この場合において、同条第1項中「法第49条の11第1項の規定により、名簿情報」とあるのは「法第49条の15第1項の規定により、個別避難計画情報」と、第5条第2項中「法第49条の11第2項の規定による名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と読み替えるものとする。

（名簿情報等の利用及び提供の制限）

第9条 避難支援等関係者は、第11条に規定する避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、この要綱の規定により提供を受けた名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 避難支援等関係者は、市長の指示があった場合を除き、事前の承諾を得ることなく名

簿情報等を複写し、複製し、又は破棄してはならない。

- 3 避難支援等関係者は、名簿情報等に記載された情報及び避難支援等を行う上で知り得た秘密について、他の者に漏らしてはならない。避難支援等関係者でなくなった後も同様とする。

(名簿情報等の管理等)

第10条 避難支援等関係者は、名簿情報等の情報漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 避難支援等関係者は、名簿情報等を管理する者をあらかじめ決めておかなければならない。
- 3 避難支援等関係者は、名簿情報等を紛失したときは、速やかに市長に報告し、当該名簿情報等に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者に対して説明するほか、市長が指示する措置を講じなければならない。
- 4 避難支援等関係者は、名簿情報等が不要になった場合又は市長から返却を求められた場合には、速やかに当該名簿情報等を市に返却するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者その他の者に対し、当該名簿情報等の管理の状況に関する報告を求め、又は検査することができる。

(支援)

第11条 避難支援等関係者は、名簿情報等を利用し、次に掲げる避難支援等を行うものとする。

(1) 災害時等における次の避難支援等

- ア 避難行動要支援者への連絡体制及び安否確認体制の構築
- イ 地区内の避難行動要支援者マップの作成
- ウ 避難行動要支援者の避難誘導及び救出活動のための資料の作成
- エ その他避難支援等の実施に必要な資料の作成

(2) 前号に掲げる避難支援等を容易にするための日常生活における声掛け運動、相談活動等

(3) その他市長が適当と認めるもの

(支援者の育成)

第12条 避難支援等関係者は、災害時等において避難行動要支援者の支援を迅速かつ的確に行うために、人材の育成に努めるものとする。

(同意した事項の変更)

第13条 避難支援等関係者が第4条第1項（第7条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第2項（同条において準用する場合を含む。）の規定により同意した事項又は避難支援等実施者が第6条第3項の規定により同意した事項の内容に変更が生

じたときは、それらの者は、名張市避難行動要支援者・避難支援等実施者同意事項（変更・取消）届出書（様式第3号。次項において「届出書」という。）を市長に提出することにより、届け出るものとする。

2 第4条第2項の規定は、届出書の記入及び提出について適用する。

（制度の周知）

第14条 市長は、市広報等を通じて、名張市避難行動要支援者支援制度の周知に努めるものとする。

2 避難支援等関係者は、前項の規定による周知に協力するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に廃止前の名張市災害時要援護者支援制度実施要綱の規定により作成された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、改正後の名張市避難行動要支援者支援制度実施要綱の相当規定により作成された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画とみなす。

様式第1号（第4条、第7条関係）

提出日 年 月 日

名張市長 宛て

名張市避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼名張市個別避難計画作成同意書

名張市避難行動要支援者支援制度実施要綱（令和6年名張市告示第165号）第4条第1項・第7条において読み替えて準用する第4条第1項の規定により、下記のとおり同意します。

記

氏名		性別		生年月日	年 月 日
住所				電話番号	(自宅) (携帯)
避難行動要支援者の区分	※該当の項目に☑を付けて、概要を記入してください。 ☐ 障害者 (手帳の区分・程度) ☐ 要介護認定者 (要介護の区分) ☐ その他 (避難支援等が必要な理由)				
同意欄	※同意する項目に☑を付けてください。 ☐ 名張市長が上記の情報を避難支援等関係者（地域づくり組織、区、自治会、民生委員、消防団、自主防災組織、名張警察署、名張市社会福祉協議会、福祉事業者等をいいます。以下同じです。）に提供することに同意します。 ☐ 名張市長が上記の情報を基に私の個別避難計画を作成し、及び避難支援等関係者に提供することに同意します。				
代理の方が記入する場合	※該当する理由に☑を付けてください。 ☐ 上記の避難行動要支援者本人による本書の記入が困難なため。 ☐ 重度の認知症、障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していないため。 以上の理由から、避難行動要支援者の意向を確認しましたので、当該避難行動要支援者に代わり、本書を記入して提出します。 住所 _____ 氏名 _____ 続柄 _____				

年 月 日

名張市長 宛て

(申請者)

所在地

団体等名称

代表者氏名

名張市避難行動要支援者名簿情報提供申請書兼
名張市個別避難計画情報提供申請書兼誓約書

名張市避難行動要支援者支援制度実施要綱（令和6年名張市告示第165号）第5条第2項・第8条において読み替えて準用する第5条第2項の規定により、名簿情報等の提供について下記のとおり申請し、及び裏面の誓約事項を守ることを誓約します。

記

対象地区の 名称		
名簿情報等 を利用した 支援の内容	※該当の項目に☑を付けてください。 ☐ 災害時等における次の支援等 ☐ 避難行動要支援者への連絡体制及び安否確認体制の構築 ☐ 地区内の避難行動要支援者マップの作成 ☐ 避難行動要支援者の避難誘導及び救出活動のための資料の作成 ☐ その他避難行動要支援者の支援に関して必要な資料の作成 ☐ 上記避難支援等を容易にするための日常生活における声掛け運動、 相談活動等 ☐ その他（ ）	
名簿情報等 の保管の場 所及び方法	保管場所	
	保管方法	
名簿情報等 の管理責任者	役 職	
	氏 名	
	連 絡 先	
備 考		

(裏面)
誓約事項

1. 名簿情報等の利用について

名簿情報等は、避難行動要支援者に対して、表面「名簿情報等を利用した支援の内容」に記載した支援を行うために使用し、それ以外の目的には使用しません。

2. 名簿情報等の管理について

名簿情報等は、施錠可能なロッカー等に厳重に保管するとともに、盗難や紛失がないよう適切に管理します。

また、万一、名簿情報等の紛失や漏えいが生じた場合やその可能性がある場合は、速やかに市に連絡します。

3. 名簿情報等の複写等について

市長の指示があった場合を除き、事前の承諾を得ることなく名簿情報等を複写し、複製し、又は破棄しません。また、パソコン等へ取り込むなどして、データ化も行いません。

4. 秘密の保持について

名簿情報等に記載された情報及び支援上知り得た秘密について、他の者に漏らさず、私的に利用しません。

5. 名簿情報等の返却について

不要になった場合又は市長から返却を求められた場合には、速やかに名簿情報等を返却します。

様式第3号（第13条関係）

提出日 年 月 日

名張市長 宛て

名張市避難行動要支援者・避難支援等実施者同意事項（変更・取消）届出書

名張市避難行動要支援者支援制度実施要綱（令和6年名張市告示第165号）第13条の規定により、名簿情報等の提供に関して同意した事項について、 変更 ・ 取消し するので下記のとおり届け出ます。

記

氏名		性別		生年月日	年 月 日
住所				電話番号	(自宅) (携帯)
変更する 事項	変更前				
	変更後				
取り消す 同意事項	※同意を取り消す項目に☑を付けてください。 ☐ 名張市長が上記の情報を避難支援等関係者（地域づくり組織、区、自治会、民生委員、消防団、自主防災組織、名張警察署、名張市社会福祉協議会、福祉事業者等をいいます。以下同じです。）に提供すること。 ☐ 名張市長が上記の情報を基に私の個別避難計画を作成し、及び避難支援等関係者に提供すること。				
避難支援等 実施者の 場合	☐ 名張市長が上記の者について作成した個別避難計画に記録され、又は記載されている私の情報を避難支援等関係者に提供すること。				
代理の方が 記入する 場合	※該当する理由に☑を付けてください。 ☐ 上記の避難行動要支援者本人による本書の記入が困難なため。 ☐ 重度の認知症、障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していないため。 以上の理由から、避難行動要支援者の意向を確認しましたので、当該避難行動要支援者に代わり、本書を記入して提出します。 住所 _____ 氏名 _____ 続柄 _____				